

加古川市介護支援ボランティアポイント事業実施要領

令和6年9月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、一般介護予防事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号に掲げる事業をいう。）として介護支援ボランティアポイント事業を実施することにより、高齢者の生きがいの創出とボランティア活動の活性化を促し、活動する高齢者の介護予防を促進するとともに、介護の担い手の不足を補うことを目的とし、加古川市かこがわウェルビーポイント制度実施要綱（平成29年4月1日協働推進部長決定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援ボランティアポイント事業 高齢者等が行うボランティアの実績に基づき、ウェルビーポイントを当該高齢者等に付与するもの
- (2) 活動者 既存団体(加古川市ボランティアセンターの登録グループ)に登録し、介護事業所でボランティアを行う市内在住の概ね65歳以上の個人。ただし、活動者が65歳未満であっても可能とする
- (3) 手帳 活動者が持ち、活動実績の記録となるもの
- (4) スタンプ 活動者がボランティア活動を行うことができる施設（以下「受入施設」という。）が持ち、活動実績に応じて、活動者の持つ手帳に押印するもの
- (5) ウェルビーポイントの付与 手帳に押印されたスタンプに応じて、ウェルビーカードまたはアプリへウェルビーポイントを付与すること

(対象者)

第3条 前条第2号に規定する活動者を対象者とする。

(ボランティア受け入れ施設等)

第4条 受入施設は、市内の介護保険施設（法第8条第1項に規定する居宅サービス、法第8条第14項に規定する地域密着型サービスまたは法第8条第25号に規定する施設サービスを行う施設をいう。）及び福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム）で、当該施設において行うことができるボランティア活動について、市長の指定を受けたものとする。

2 前項の指定を受けようとする施設または指定を受けた内容を変更しようとする施設は、加古川市介護支援ボランティア活動（指定・指定変更）申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、指定、指定変更または却下の決定をしたときは、加古川市介護支援ボランティア活動（指定・変更・却下）決定通知書（様式第2号）により、当該施設に通知するものとする。

4 前項の規定により、指定する場合、当該施設にスタンプを配付するものとする。
（対象となるボランティア活動）

第5条 介護支援ボランティアポイント事業の対象者となるボランティア活動（当該活動を行う者に給与、報酬、手当等の人件費を支給している活動を除く。以下「ボランティア活動」という。）は次に掲げる活動とする。

（1）前条第3項の規定による指定を受けた施設における洗濯物の整理、施設の行事の手伝い、食事の配膳・下膳の補助、掃除、利用者の話し相手、ごみ出し、喫茶運営等の手伝い、入浴後の補助（ドライヤーかけなど）、ゲームの相手（囲碁、将棋など）

（2）その他市長が適当と認める活動

（ボランティアの申込等）

第6条 ボランティア活動を行おうとする者は、加古川市ボランティアセンター登録グループを通じて加古川市介護支援ボランティア活動登録申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、当該申込者を活動者として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、加古川市介護支援ボランティア活動登録通知書（様式第4号）により当該活動者に通知し、手帳を交付するものとする。

4 前項の規定により発行する手帳は、年度毎に発行する。ただし、各年度に手帳移行期間を設け、その期間においては翌年度の手帳を発行できる。

5 活動者は、ボランティア保険に係る保険に加入するよう努めなければならない。
（登録の抹消）

第7条 活動者は、登録を取り消そうとするときは、加古川市ボランティアセンター登録グループを通じて加古川市介護支援ボランティア活動登録抹消申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、活動者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

（1）前項の規定により加古川市介護支援ボランティア活動登録抹消申請書が提出されたとき。

（2）死亡したとき。

（3）市外へ転出したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（活動の確認）

第8条 活動者が、ボランティア活動を行った場合、活動者の持つ手帳に受入施設の職員が活動した日付を記入し、スタンプを押印する。

2 前項の規定により押印できるスタンプは1日あたり1個を上限とし、押印される手帳は発行された年度末まで押印することができることとする。

（ウェルビーポイントの付与）

第9条 スタンプの押印された手帳が活動者から市に提出された場合、スタンプ1個につき、50ポイントを付与する。

2 スタンプの押印された手帳の効力は、次の各号のいずれかに該当するときは、消滅するものとする。

（1）第7条第2項の規定により登録が抹消されたとき。

(2) 第6条第3項及び第4項の規定による手帳発行年度の翌年度末を迎え、ウェル
ピーポイントの付与がされていないとき。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年9月1日から施行する。